労働者派遣法に基づく情報公開（2026年6月1日時点）

株式会社ワールドインテック
〔許可番号〕派40-300747

労働者派遣法第23条第5項及び労働者派遣法施行規則第18条の2第1項の規定に基づき、労働者派遣事業について情報を公開いたします。

1．事業所の状況

事業所名	広島第二営業所
所在地	広島県広島市東区光町1-12-16 広島ビル 7F
報告対象期間	2026年6月1日時点

2．労働者派遣の実績

派遣労働者数 （2026年6月1日時点）	121 人
派遣先企業数 （報告対象期間）	12 件
①労働者派遣に関する料金の平均額 （1日8時間当たり） ※消費税抜	25,600 円
②派遣労働者の賃金の平均額 （1日8時間当たり）	15,600 円
マージン率 （①－②）÷①×100 （※小数点第2位以下は四捨五入）	39.1%
〔内訳〕 社会保険料、労働保険料の事業主負担分、福利厚生関係（教育訓練の実施費用、有給休暇費用、慰労金・退職金積立、確定拠出年金、寮費等）、通勤交通費、定期健康診断、ストレスチェック（一定の基準を満たした方に年1回）、運営経費（採用広告費、事務所維持費、人件費等）、営業利益	

3．派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

■訓練内容（キャリアアップに資する教育訓練）

【入職時訓練】導入研修（ビジネスマナー、グランドルール等）
【職能別訓練】技術文書（ITS）、研究技術（R&D）等
【階層別訓練】リーダー育成、マネジメント研修、フォローアップ研修等

本教育訓練は、派遣労働者を対象に、雇入れ時から入社後の各段階（入社1年目、2年目、3年目、4年目以降）にて実施します。
教育訓練の受講時間は労働時間として取り扱い、受講時間に対する賃金を支給します。なお、教育訓練の受講に係る費用は無償とします。

■キャリアコンサルティング相談窓口の連絡先 （相談時間は、 9:30 ～ 17:30 となります）

事業部	連絡先	備考
R&D事業部	(082)568-7577	
ITS事業部	(082)568-7577	

4．その他労働者派遣事業に関して参考となる事項

福利厚生等	各種保険完備（厚生年金保険、健康保険、介護保険、雇用保険、労災保険）、年次有給休暇、育児休業制度、介護休業制度、特別休暇、定期健康診断、ストレスチェック
雇用安定措置の実績	新設の為実績なし

5．労働者派遣法第30条の4第1項の協定に関する事項

協定締結の状況	締結している
協定対象派遣労働者範囲	004研究者、006開発技術者、007製造技術者、009情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発）、010情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発を除く）、011その他の技術の職業、015著述家、記者、編集者、020その他の法務・経営・文化芸術等の専門的職業、021医師、歯科医師、獣医師、薬剤師、027その他の医療・看護・保健の専門的職業、033総務・人事・企画事務の職業、034一般事務・秘書・受付の職業、037医療・介護事務の職業、039生産関連事務の職業、096清掃・洗浄作業員
当該協定有効期限の終期	2027年3月31日